

アルバイト契約のトラブルを防ぐために

2015年11月9日、厚生労働省より「学生のアルバイトに関する意識調査」が発表され、アルバイトをしている学生の6割がトラブルを経験しているという結果が話題になっています。アルバイトは良い社会経験になりえますが、アルバイトに時間を取られ過ぎて学習や課外活動が犠牲になっては本末転倒です。また、アルバイトで違法な扱い、不当な扱いを受ける可能性もあります。アルバイトをするうえで知っておくべきことを以下に紹介します。

1. 労働条件を確認しよう・自分の希望も伝えよう

(1) アルバイトも「労働契約」。学生は契約の当事者

アルバイトを始めるとき、まず求人情報を検討するでしょう。ですが、より詳しい労働条件は、応募者である皆さんと使用者が話し合ったうえで確認して決めることになります。これを「労働契約」と言います。

「労働契約」は労働者と使用者の「同意」に基づきます。皆さんは契約の当事者です。働き始める際に、疑問があっても言い出しにくいと感じることがあるかもしれませんが、同意できない条件で働き始めては危険です。当事者としての自覚をもって、しっかりと話し合い、確認しましょう。

(2) 労働条件は書面で確認し、自分の希望も伝えよう

労働基準法では、労働契約の際に労働条件を明示することを求めており、**特に重要な次の6項目は書面で交付しなければいけない**とされています。

- 1 労働契約の期間
- 2 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準
- 3 仕事をする場所、仕事の内容
- 4 仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、就業時転換（交替制勤務のローテーション等）
- 5 賃金の決定、計算と支払いの方法、締切りと支払いの時期
- 6 退職（解雇の事由を含む）

これらを書面で示したものを「労働条件通知書」と言います。＜右図は例（部分）＞

労働条件通知書	
年 月 日 〇〇 〇〇 〇〇 事業場名称・所在地 使用者 職氏名	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり(※) (年 月 日～ 年 月 日)
就業の場所	
従事すべき業務の内容	
就業・終業の時刻等	1 就業・終業の時刻等 (1) 始業 (時 分) 終業 (時 分) 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等：() 単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 〇 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日) 〇 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日) 〇 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日) (3) フックシステム制：始業及び終業の時刻は労働者の決定に変わる。 (ただし、フックシステム (始業) 時 分から 時 分、 (終業) 時 分から 時 分、 フックシステム 時 分から 時 分) (4) 事業場外みなし労働時間制：始業 (時 分) 終業 (時 分) (5) 裁量労働制：始業 (時 分) 終業 (時 分) を基本とし、労働者の決定に変わる。 ○詳細は、就業規則第 〇条～第 〇条、第 〇条～第 〇条、第 〇条～第 〇条
就業時転換	(1)～(3)のうち該当するもの一つに〇を付けること。 ○所定時間外労働の有無に関する事項 2 休憩時間 () 分 3 所定時間外労働の有無 (有 (1週 時間、1か月 時間、1年 時間)、無) 4 休日労働 (有 (1か月 日、1年 日)、無)
休日及び勤務日	・定休日：毎週 曜日、国民の祝日、その他 () ・非定休日：週・月当たり 日、その他 () ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 (勤務日) 毎週 ()、その他 () ○詳細は、就業規則第 〇条～第 〇条、第 〇条～第 〇条
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有・無)

口頭で説明するだけの企業や、書面を見せるけど渡さない企業などで働くのは危険です。労働条件通知書はしっかり受け取って確認し、疑問に思ったところは遠慮なく尋ねましょう。合意できない場合は面接を受けてもあなたから辞退してよいのです。合意して働くことになった場合には、書類は保管しておきましょう。

また、大学生活では授業以外に、大学行事、課外活動、就職活動など、あらかじめの予定が立ちにくいイベントもあります。大学生活を優先させたいことをはっきりと伝え、どのように勤務の調整が行えるか、最初に確認しておきましょう。

◆よくあるトラブル例

求人情報では時給 900 円と書いてあったのに、研修中は 800 円と言われた

↓

研修中であっても最低賃金を下回することは違法です。現在、大阪府の最低賃金は 858 円です。勤務先の地域の最低賃金を確認しておきましょう。

また、研修は何日間なのか、確認しましょう。1 年間も研修時の時給のまま、という悪質な例もあります。研修期間は労働条件通知書に書き込んでもらいましょう。

各地の最低賃金

都道府県名	最低賃金時間額 (円)		発効年月日
三 重	771	(753)	平成 27 年 10 月 1 日
滋 賀	764	(746)	平成 27 年 10 月 8 日
京 都	807	(789)	平成 27 年 10 月 7 日
大 阪	858	(838)	平成 27 年 10 月 1 日
兵 庫	794	(776)	平成 27 年 10 月 1 日
奈 良	740	(724)	平成 27 年 10 月 7 日
和歌山	731	(715)	平成 27 年 10 月 2 日

※括弧書きは、平成 26 年度地域別最低賃金

(3) 書類は保管しておこう

トラブルを避けるために、次のような書類は保管しておきましょう。

- ・ 求人情報
- ・ 労働条件通知書その他、労働契約に関連する書類
- ・ 給与明細書

また、勤務時間通りの賃金が支払われるか、確認するためには、勤務開始時間・就業時間の記録を取っておくと良いでしょう。

2. 各種のアルバイトを始める前の注意: 起こりがちなトラブルに備えよう

(1) 居酒屋

深夜まで営業している店が多く、生活が夜型になりがちです。時給が高いのが魅力ですが、午前中の必修授業に出られなくなれば、進級も危うくなります。勤務時間帯をよく検討しましょう。新年会・忘年会などの季節行事や当日の天候によって、客の入りが大きく変わります。人手が少ないと、お店の都合にあわせた過度なシフト勤務を強要される恐れがあります。シフトの決め方についても、確認しておきたいものです。

(2) その他飲食店 (飲食チェーン店、ファストフードなど)

居酒屋もそうですが、お店に正社員の数が少なく、現場の労働力として学生アルバイトやパートへの依存度が高くなりがちです。週 3 日の勤務のつもりが、期待されて頑張っているうちに、いつのまにか週 5 日働くことになったなど、バイトに日常生活が奪われてしまわないよう、最初からきちんと希望を伝えることが大切です。

(3) コンビニ

うな重やおでんなどの季節商品の販売ノルマがアルバイトにも課され、ノルマを達成できずに自費で買い取らざるを得なかったというトラブルが発生しています (同様のノルマは飲食店でもあり得ます)。本部はノルマの強要はしていないようですが、労働条件を確認する際にノルマについても確認しておくことをお勧めします。

(4) 学習塾

比較的時給が高い職場ですが、授業時間分 (コマ給) しか給与の支払いがなく、事前の準備や採点業務、記録業務、相談業務などが無給である場合も多い職場です。本来は業務には賃金が支

払われるべきものですが、そうではない実態が横行しています。働き始める前に労働条件を注意して確認しましょう。

授業を受け持つと、休みにくい・辞めにくい、という問題が生じがちです。学校行事や期末試験、課外活動、就職活動など、学校生活ではより優先すべき予定も出てきます。学生生活への配慮がどうなっているか、働き始める前に確認しましょう。

(5) アパレル

お店で販売している洋服を身に付けるよう求められることが多い職場です。社員割引で購入できる場合が多いようですが、何割引なのか、事前に確認しておきましょう。また、その時々売り場に並んでいる洋服しか身に付けてはいけないという職場もあるようです。そうすると、アルバイト収入の多くを洋服代に支出せざるを得なくなります。よく確認し、検討しましょう。

3. 知っておきたい労働法と対処法:違法・不当な扱いには早めの対処を

アルバイトも労働者ですので、労働法に守られています。しかし、学生が労働法に詳しくないことや、抗議の声をあげにくいことから、違法・不当な扱いを行う職場もあります。困ったことが起きたら、一人で悩んだり我慢したりせず、早めに相談し、対処しましょう。

(1) わかりやすい労働法の解説冊子・ホームページなど

- ・「[知って役立つ労働法](http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000rnos.html)」 (厚生労働省)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000rnos.html>
- ・「[ポケット労働法 2015](http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/sodan/siryo/pocket/)」 (東京都産業労働局)
<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/sodan/siryo/pocket/>
- ・「[確かめよう労働条件](http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/)」 (厚生労働省)
<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>
- ・動画「[若者必見！知らないと損する労働法](http://manabu.metro.tokyo.jp/douga/)」 (東京都労働相談情報センター)
<http://manabu.metro.tokyo.jp/douga/>

(2) アルバイト、労働問題の相談先

労働条件相談ホットライン **0120-811-610**
(厚生労働省) はい！ ろうどう

月・火・木・金 午後5時～午後10時
土・日 午前10時～午後5時

- ・また、厚生労働省が各地に設けている「総合労働相談コーナー」では、あらゆる労働相談に面談・電話で対応しています。所在地・連絡先は[下記](#)から検索できます。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

4. 畿央大学のアルバイト紹介システム

畿央大学ではアルバイトの紹介は、畿央大学が業務委託をしている(株)ナジック・アイ・サポートが運営する求人情報提供サイト「畿央大学アルバイト紹介システム」で行っています。



[施設・設備予約情報](#)

[図書館ホームページ](#)

[試験のお知らせ](#)

[就職支援情報\(学内\)](#)

[就職支援情報\(学外\)](#)

[オフィスアワー・教員紹介](#)

[ボランティア情報](#)

[畿友会・クラブ](#)

[ICT利用の手引き](#)

[規程集](#)

[学生ハンドブック\(PDF\)](#)

[CAMPUS MAP\(PDF\)](#)

[アルバイト情報](#)

aines
学生アルバイト情報ネットワーク

畿央大学専用ページ

[総合TOP](#) > [学校TOP](#)



このサイトに掲載している求人は、職種が危険な仕事、人体に有害とされる仕事、法令に違反する仕事、教育上好ましくない仕事、労働条件が不明確なもの、出来高払い、違約金や損害賠償を予定するもの、就労中の事故に対して対象学生に負担を負わせるものなどは取り扱っていません。自身でアルバイトを探す場合もこのことには十分注意してください。

.....
畿央大学 学生支援センター

2015.11.18